

## はじめに

学校を取り巻く環境は日々変化・多様化してきており様々な教育課題への対応が求められております。

また、学校教育においては児童生徒が様々な変化に積極的に向き合い、他者との協働により課題を解決する力や、情報の見極め、再構成することで新たな価値へとつなげていく力の育成が求められております。

このような状況の中、砂川市教育委員会が平成 30 年の 10 月 1 か月間に実施した「教職員の時間外勤務等に係る実態調査」結果においては、1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超えたことがある教職員の割合が小学校で約 17%、中学校で約 57%となっております。

砂川市教育委員会としては、教職員が心身の健康を損なうことのないよう、業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童生徒に接する時間を十分に確保し、児童生徒に対する「真の教育」を持続的に行うことのできる環境を創り出すことを目指すため、北海道教育委員会において策定された「学校における働き方改革 北海道アクションプラン」及び「北海道の部活動の在り方に関する方針」に基づき、「砂川市立学校における働き方改革行動計画」を策定し、教育委員会と学校との連携による働き方改革に向けた業務改善を推進することといたしました。

今後において、働き方改革推進に向けて、実行可能なものは直ちに行い、検討が必要なものについても関係部署等と協議をし、新たな業務改善に向けた取組についても推進していくとともに、学校、家庭、地域及び行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が教育活動に集中し、専念できる環境の整備に努めてまいります。

## 1 行動の性格

本計画は、北海道教育委員会が策定した「学校における働き方改革 北海道アクションプラン」等に基づき、市内全ての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定し、各学校の取組を促すものです。

本計画については今後の国や北海道の動向、学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 2 取組の方向性

これまでの働き方を見直し、教職員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職員人生を豊かにすることで自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるという働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。

「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務体系の違いや、毎日子どもと向き合う教職員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向け取り組んでいきます。

## 3 教育委員会の役割

教育委員会は、砂川市立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、取組を行うための支援を行います。

また、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、その進行管理や指導助言に努めます。

## 4 学校の役割

学校長は、時間外勤務等の縮減に向け、日頃から教職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制等の改善に努めます。

## 5 行動計画の期間

平成30年度から令和2年度までの3年間とします。

## 6 行動計画が目指す目標

本計画に掲げる取組について、成果を検証しながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定します。

- (1) 教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。
  - ※1 「在校等時間」は、9の(2)の①と同一。
  - ※2 「所定の勤務時間」は、9の(2)の②と同一。
  - ※3 「目標」に掲げる上限時間は、9の(2)の②と同一。
  - ※4 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、9の(2)の③に掲げる上限の範囲内とする。
- (2) 部活動休養日を全ての部活動で実施する。
- (3) 変形労働時間制を全市立学校で活用する。
- (4) 定時退勤日を全市立学校で月2回以上実施する。
- (5) 時間外勤務縮減強調週間を全市立学校で年2回以上実施する。
- (6) 学校閉庁日を全市立学校で年9日間以上実施する。

## 7 取組の検証

教育委員会及び学校は、北海道教育委員会が提供する検証結果により、学校現場における取組の進捗状況を把握し、改善に活用します。

## 8 具体的な取組内容

教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行います。

### (1) 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### ●学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

学校の課題に応じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員等の配置及び派遣を進めるとともに、部活動の指導体制については、国や北海道等の動向を見ながら外部指導員の掘り起こしに努める。

#### ●ICTを活用した授業改善や教材の活用

北海道教育委員会が作成した各教科の教材資料や実践資料などを有効に活用するとともに、PC、タブレット、実物投影機及びプロジェクターなどを活用した授業づくりにより、教材準備などの効率化を図る。

#### ●校務支援システムの整備

業務の効率化・教育の質的改善を図るため、校務支援システムの整備について、検討する。

#### ●地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

学校・地域・家庭が一体となって子どもたちの学びや成長を支える取組推進のため、保護者や地域が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入に向けて、取組を進める。

●給食費の公会計化の促進による事務の軽減

給食費の徴収・管理等の業務の公会計化について、学校の適正配置検討と併せて課題を整理し、検討する。

(2) 部活動に係る負担の軽減

●部活動休養日等の設定

生徒や担当教員の健康・安全、けがの防止、心身のリフレッシュを図るため、全ての部活動の休養日等を次のとおり実施する。

○学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

○学校閉庁日は休養日とし、朝練習や自主練習も行わない。

○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

○1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とする。

○活動時間を3時間程度とする休業日は、大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、中体連、中文連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合を除く。

○特定の教員に負担が偏らないよう、複数顧問の配置とする。

※上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「砂川市立学校における部活動の在り方に関する方針」による。

### (3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

#### ●ワークライフバランスを意識した働き方の推進

学校長は所属職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」及び年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」を設け、所属職員の意識啓発に努める。

#### ●人事評価制度等を活用した意識改革の推進

学校長は「学校経営方針」「重点目標」等に自校の働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職職員の業績評価に係る目標設定にあたっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。

また、人事評価の面談において、管理職職員が所属職員と業務改善に向けた意識の共有を図る。

#### ●長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

所属職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中における「学校閉庁日」については、北海道及び空知管内の動向を見ながら、次のとおり設定していく。

##### 【閉庁日】

年9日間以上設定することとし、夏季休業期間は8月中旬の3日間、冬季休業期間は6日間（12月29日から1月3日まで）を市内統一閉庁日として設定することを基本とする。

##### 【閉庁日における服務】

- ① 年末年始の休暇を除き勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応すること。
- ② 年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない所属職員に取得を強制することが無いよう留意すること。
- ③ 年次有給休暇等を希望しない所属職員が出勤する場合、玄関の開錠・施錠は出勤する職員が行うこととし、そのために管理職職員が出勤することがないようにすること。

●**在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの導入**

勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、服務監督権者である教育委員会に求められている責務であることが明確化されたことを踏まえ、教職員が在校している時間は、ICTの活用により客観的に計測・記録し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録するシステムを導入し、活用に努める。

●**留守番電話やメールによる連絡対応等**

教育委員会は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の取組を進める。

●**保護者や地域住民への理解促進**

各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教職員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付ける。

**(4) 教育委員会による学校サポート体制の充実**

●**調査業務等の精選・見直し**

教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について実施の必要性を踏まえて精選や見直しを行うとともに、提出期間を十分確保し、一定期間に調査業務が集中しないようにする。

●**勤務時間に関する制度の有効活用**

4週の期間内での変形労働時間制、週休日振替に係る勤務時間スライド、振替期間の特例なども教職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、学校に対する指導を行う。

●**適正な勤務時間の設定**

- ・ 教育委員会は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設

定を行うよう指導・助言を行う。

- ・ 教育委員会は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行う。

### ●メンタルヘルス対策の推進

所属職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施について検討する。

### ●教育課程の編成・実施に関する指導助言

教育委員会は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。

### ●学校行事の精選・見直し

各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組事例を参考とするなどして学校行事の精選や見直しの取組を推進するよう促す。

### ●各種届出等の見直し

所属職員に対する外勤の命令は、口頭により行うこととし、外勤簿に代わり、学校日誌を活用することで、会議名、出席者、開始時刻等を記入し記録するとともに、自宅から外勤先に直接移動する場合は、出勤簿に「外勤」の表示を行うこととしており、各種届出等についても見直しを検討する。



## 9 砂川市立学校の教育職員の在校等時間の上限について

- ・ 教育職員にあっては、超勤4項目以外の業務については、時間外勤務を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定める。

- ・ 教育委員会は、次に定める業務を行う時間の上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進める。
- ・ 各学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とする。

### (1) 対象者の範囲

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する教育職員を対象とする。

### (2) 業務を行う時間の上限

#### ① 「勤務時間」の考え方

超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するために、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とする。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるアの時間を加え、イ及びウの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、イについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として道教委が外形的に把握する時間。

イ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ウ 休憩時間

② 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。） 45時間

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1か月時間外在校等時間100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間 720 時間

ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80 時間

### (3) 教育委員会が行う措置

① 教育委員会は、教育職員が在校している時間は、ICTの活用により客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測することに努める。

また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。

② 教育委員会は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。

③ 教育委員会は、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

④ 教育委員会は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られ

るよう、それらの者に対して広く本計画の周知を図る。

- ⑤ 教育委員会は、既存の調査等を活用しつつ、適宜、各学校の取組の状況を把握し、公表する。

#### (4) 留意事項

- ① 本計画に掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間の遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- ② 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- ③ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。